

www.pwc.com

Spring 2011

Hotline No 62

日本語版

- 英国法人税改正 – グローバル事業にどのような利点をもたらすか？
- VAT 還付の機会
- 計画的撤退
- **2010年10月**より、賃金・雇用の平等化へ向け、差別に関する諸規定を包括した平等法が施行

提言



関口 洋平
バリュエーション
シニア・アソシエート

このたびの東北地方太平洋沖地震により被災されました方々に、心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興を心よりお祈りいたしますとともに、PwCグループとしてもできる限りの支援をさせていただき所存です。

今回の大地震の被害は甚大で問題も多岐に渡り、私が本稿を書いている時点ではどの程度の規模になるかまだ全容が掴めておりませんが、福島原子力発電所の事故は世界各国のエネルギー政策に大きな影響をおよぼしそうな様相です。ドイツ・イタリア・スイス等の各国政府は福島原子力発電所の事故後、矢継ぎ早に原子力発電によるエネルギー政策の見直し(少なくとも当面の凍結)を発表しています。今後こういった動きは、より安全で持続可能な再生可能エネルギー (Renewable Energy) を求める声が変わっていくかもしれません。

2010年におけるRenewable Energy分野の買収および合併(M&A)は前年に比べ案件規模は小さい傾向にありますが、案件数自体は増加しており、今回の動きを受け、今後この分野におけるM&A取引がさらに活発化していくことが予想されます。アジア・パシフィック地域におけるM&Aは現在は中国・オーストラリア・インドが中心となっていますが、今後日本も、M&A等を通じより積極的にRenewable Energy分野に国内外を問わず進出していくことが必要と思われる。

国をまたがるクロスボーダー案件においては、買収相手国の法律・規制、会計制度・税法・人事戦略等、複雑な問題に対処しなければなりません。PwCでは複雑化するクロスボーダー案件に対応しうる包括的でシームレスなM&Aサービス提供体制を整え、企業の皆様の活動をサポートさせていただいています。お気軽にご相談・ご連絡いただけますようよろしくお願い申し上げます。

英国税制改正 — グローバル事業にどのような利点をもたらすか？

英国政府は、英国の税制を大きく塗り替えることとなる英国法人税制の抜本的改正を最近発表しました。昨年行われた日本のタックス・ヘイブン税制の改正(所得の国外転出を防止する規定)と相まって、英国や欧州で事業展開している日本企業にとり、海外の税務戦略が今後欧州・中東・アジア(EMEA)においても適切であるかどうかを検討すべき時が今到来していることは明白と思われます。たとえ利益を日本に還元したとしても、EMEAにおける実効税率を下げることによって、日本企業のグループ全体として実効税率を下げる事が可能となると考えられます。更に、英国と日本における改正により、コスト削減、事業の効率化の改善、組織構成の簡素化を目的としたグループの再編成が容易になります。

豊富な節税の機会

近年英国は、財政上の困難に直面しています。長年英国に忠実であったいくつかの多国籍企業が、本拠地を英国外に移転しましたが、この理由の一つに英国税制の複雑さと予測不能さが挙げられています。英国政府は明らかに状況を再検討する必要を感じたと見え、経済界が重要懸案事項と考えているこの問題に対処するため、

比較的短期間で画期的手段を講じました。今回の税制改正によって国外移転の流れが食い止められ、英国税制がもっと魅力的なものとなることに期待が持てます。

英国は「投資を歓迎」しています。

ここ数年英国政府は、国際的な事業展開を行っている企業にとって魅力的となるような税務環境を整備することに力を注いでいます。

投資を奨励する目的で明確に導入されたわけではないものの、この種の一連の税制改正は1999年に遡ることができます。前払法人税(配当に対する一種の源泉徴収税)が撤廃され、英国から支払われる配当に対し、源泉徴収税が0%となったことです。

2002年には、一定割合の保有株式を処分した際にキャピタルゲインを課税免除することにより、投資の奨励に向けた道のりへの第一歩が踏み出されました。これに続き、数年後の2009年には配当課税免除制度が導入されました。その間にも、英国法人の稼得する国外利益への課税に関する審議が長期間にわたって行われ、その結果、最近の英国CFCルール(タックスヘイブン税制)の改正の提案、国外支店に対する課税免除の導入、10%のпатент・ボックス課税の提案に至りました。2010年後半に出された諮問文書によると、英国政府は英国が「投資を歓迎」していることを宣言した上で、今後5年間の明確な税制改革の指針を掲げ、各要素にどのようにアプローチするかを示しています。

提案されている主な改正点は以下のとおりです。

- 2011年に法人税を2%引き下げ、2014年迄に23%の標準税率を達成するために、法人税を毎年1%ずつ引き下げる
- 英国の利子損金算入規定に大幅な変更を行わない
- 2011年以降、英国法人に国外支店を英国の課税対象としない選択ができるようにする
- 2011年以降、英国のCFCルールを緩和し、実体のある国外法人はほぼ免除する
- 2011年以降、過去に英国によって支配されていなかった法人に対し、金融会社も含め、最高3年までCFCルールの適用を全面的に猶予する
- さらに2012年のCFCルールの改正において、海外で金融業務を行っているCFCに対して一部適用免除を導入し、6%以下の実効税率とする
- 2013年以降、10%のпатент・ボックス税制を導入

地域持株会社としての英国

もちろん英国は、投資家に対し、インフラや資本市場へのアクセス、そしてG7の先進国の一員としての地位など税制以外の多くの奨励策を提供し、それらは全て新しい地域持株会社をどこに設立するかを決定する際に重要な要素となります。さらに言語が英語であること、輸送網、英国と日本との強力な友好関係、そして英国内の大きな日本人社会を考慮に入れると、非常に多くの日系企業が英国に何らかの形態で進出している理由がわかります。

英国の税制面からは、CFCルールの緩和、キャピタルゲイン及び配当の課税免除、日本へ支払われる配当に対する0%の源泉徴収税により、欧州やその周辺国の地

域持株会社を設立する国として英国が魅力のあるものとなっています。利子の損金算入を認めながら、このような非課税制度を設けることは異例のことであり、さらに今回提案されている税制改正の中でも現行の利子控除制度を継続することを確認しています。英国の利子控除制度は多面的で、様々な税法が絡んでいるため、単純に説明することは難しいですが、買収といった資本的支出のための資金の確保等の借入が正当な商業目的である場合には、利子控除が原則として適用可能となります。日本企業にとっては、最近の日本における配当免除の導入により、英国がより魅力的な国となっています。ドイツのように配当に15%の源泉徴収税が課され、外国税額控除が適用できないため源泉徴収税が実質的に企業のコストとなる他の諸国と比べ、配当に対する0%の源泉徴収税は、日本への配当に係る課税によるコストが発生しないこととなります。

英国がますます魅力的になり、近年の日本のタックスヘイブン税制の改正と相補的であることは嬉しいことと思われま。2010年に日本のタックスヘイブン税制が改正され、英国持株会社または以下に述べるようなバリュー・チェーンの中での統括会社としての活用の可能性など、日本企業の海外における事業、税制の柔軟性がさらに増すことになるでしょう。

英国CFCルールの改正案に加え、英国に買収された法人が以前に英国の支配下ではなかった場合に限り、英国のCFCルールを3年間適用免除する規定の導入により、税務コンプライアンスに大きな猶予が与えられます。3年後、当該国外子会社が実体をもって活動しており、英国との重要な取引を引き受けていない限りにおいては、免除期間が切れた後も、引き続き英国CFC規制の対象外となります。

グループ構成の簡素化と事業の英国への集中化

企業グループは、国際的なビジネスの推進力に促されて、シナジー、コストの効率化、より良いビジネス慣行を求めて、その主要活動を一極集中化する傾向にあります。多くの日系企業グループは既存の事業を通じて英国で大規模に事業を展開しており、これを基盤に英国での活動を一段と拡大する機会が新たな税制によりもたらされます。英国内でリスクを多くとることによって生ずるべき利益の増加分は、日本の約40%の税率と比較して低税率の26%（現行ー将来23%まで低下する）で課税されるため、メリットがあるものと考えられます。

その他のビジネスモデルで日本企業の間で導入されつつあるのが、国外の事業活動を国外支店が遂行する単一欧州法人です。現在までのところ、この形態の組織構成の中心としてドイツの人气が高かった理由ですが、これは国外支店課税免除が適用されることが、その一つとなっています。英国の国外支店課税免除制度の導入により、英国が現実的な選択肢として浮上し、その配当に対する0%の源泉徴収税を考慮すると、益々有利になるものと見られます。

別のレベルでは、英国の欧州単一法人が軽課税国の支店に新規事業を立ち上げた場合、当該事業の利益は低税率で課税されます。日本のタックスヘイブン税制は支店よりも法人を対象にしているため、英国の欧州単一法人は混合税率を持つことになり、この事業体制においては全体の実効税率を下げるができます。もちろん主要活動を「実体のある」事業にする、または日本のタックスヘイブン税制の適用対象となる20%の限度以下に税率が下がらないようにする、といった慎重なマネジメントが必要です（つまり原則として、十分な活動実体があり、主要事業が「健全」な事業であること）。

景気の停滞時には、多くのグループがコスト削減の手段として企業構成の簡素化や法人数の縮小を検討します。英国の国外支店課税免除制度の提案は、欧州で事業の合理化に着手しようとするグループにとって朗報でしょう。国外支店課税免除制度は、各会社毎に適用され、選択によってのみ適用が可能となる予定です。一旦選択を行った場合、その後取り消すことはできません。この制度は選択を行った年度の

英国法人税改正 - 何がいつ変更されるか?

2011年4月1日より

- 支店控除(2010年の7月の女王裁可以降開始会計期間)
- タックス・ヘイブン税制暫定緩和措置(2011年1月1日以降開始会計期間)

2012年4月1日より

- タックス・ヘイブン税制の全面的改正(2012年4月以降開始会計期間の予測)

2013年4月1日より

- 10%の英国パテント・ボックス(2010年11月29日以降に商品化されたパテントに関して2013年4月1日以降に生じる所得に適用)

当記事に関する連絡先

金 保仁
Tel: 020 7804 6737
bo.in.kim@uk.pwc.com

翌会計年度以降から、全会計期間に適用され、また、損失の移転規定、課税回避防止の規定があるため、適用の選択を判断する際には、総合的な判断をする必要があります。

節税効果の高いグループ・ファイナンス

グループの活動資金の移動のために資本を使うか負債を使うかの決定は、とりわけ財務コスト含め多くの要素を考慮する必要があります。今回、日本企業でない投資家には、6%未満の実効税率の対象となるオフショアの金融会社を英国の傘下で設立する機会が生まれる課税制度が導入されました。この制度は日本のタックス・ヘイブン税制に抵触するため、日本企業には適用できません。しかし、英国法人傘下の金融支店を活用することによって、同様の低い税率を達成することができる可能性があります。6%以下を達成するには、金融支店を非常に税率の低い軽課税国に置くか、あるいは、現地の税負担を減らすために何らかの税務プランニングを行う必要があります。国外金融支店が当該国で納税している場合には、全体に高税率が適用されることとなりますが、外国税額控除がある程度適用されると考えられます。英国政府の意向は、国外法人と国外支店とを英国税務上同等の立場に置くことにあり、それにより、国外金融支店もまた6%の税率で恩恵を受けることができることを期待しています。これは、英国で大規模に事業展開している日系グループにとって魅力的な提案であると言えます。

英国での税負担の軽減—英国の利子控除

標準法人税率の差を考慮に入れ、通常日本の親会社は英国子会社をエクイティ・ファイナンスにより資金調達しています。しかしながら、借入金による資金調達が行われる場合もあります。英国の利子控除制度に関しては、英国内でも長年不透明でした。現在ははっきりしているのは、既存の利子控除制度が引き続き継続され、英国法人税制度のその他の要素を考えると、ますます当制度が有利に見えるということです。真に実体のある商業上の活動に基づき、移転価格税制(つまり過少資本税制)に沿って独立企業間基準で構成され、英国の租税回避防止規定に則ったものであれば、ほとんどの場合、英国法人は利子費用の損金算入が可能です。所得の減少等により過少資本の懸念が浮上してくるような場合、当規定がこれらの問題を比較的簡単に解決する糸口となるでしょう。外国事業子会社を英国法人の支配下へ移行させることにより、英国での連結所得が増加し、これにより英国の利子控除を十分に活用することが可能となります。ただ単に過少資本の問題を避けるために英国法人の支配下に事業子会社を移すことは、多くの日本の投資家にとって魅力的ではないかも知れません。しかし、上記に述べたように英国において持株会社を有することの利点を考慮すると、その利点は明らかであり、国外子会社を英国法人の下に再編成することにより、数多くのベネフィットがもたらされます。

変革の時代

英国政府からのメッセージは英国は「営業開始」しているということです。まだ英国に進出していない日系グループにとり、英国は今では事業を行う上で検討に値する十分な価値を提供し、また既に英国に進出している企業にとっては、考慮に入れるべき興味深かつ有利な機会に溢れているということです。税制が大きく変貌しつつあるということは、つまり、日本の多国籍企業は英国と欧州においてどのように組織構成すべきか、を検討する時期が少なくとも到来したことを意味しています。

VAT 還付の機会

過去の貸倒損失に対する遡及的救済措置

背景

英国ではインボイスに基づいて VAT を計上し、支払いを受領していない場合でも顧客に対して物品またはサービスを提供した以上、インボイスを発行した時点で VAT を納税しなければなりません。当該インボイスに対する支払いが行われなかった場合には、その未払額に対して VAT を回収するため還付を申請することができます(ただし一定の条件を満たす場合のみ)。

最近の訴訟判決で、英国税法は過去の還付期間に関する制限が余りにも厳し過ぎる、との判断がなされ、それらの期間について企業は還付申請をすることが可能となりました。

これにより、1973 年から 1989 年の間に発生した貸倒損失に係る VAT を遡及して還付申請することが可能です。また、1990 年から 2002 年の間に発生した貸倒損失についても、企業の状況によっては還付申請が可能となりえます。

各企業は貸倒損失額を把握するため、過去の決算書を遡って調査する必要があるでしょう。1973 年から 1989 年までの期間に多額の貸倒債権を計上したのであれば、還付申請を検討すべきです。

当還付申請が実際に支払われる可能性は？

申請の権利があることが証明でき、かつ申請の金額が正確(あるいは見積りの根拠が正当)であれば、歳入関税庁は還付を行うものと予想されます。

ほとんどの企業は詳細な記録を 6 年以上保存していませんが、それでも還付申請は可能ですか？

還付申請は手持ちの情報に基づいた見積額で行うことができます。これは英国側の間違いにより発生したためであり、英国の記録保存義務は 6 年間であることから、合理的な基準に基づいた見積額である限り、歳入関税庁は申請を承認すると考えられます。

一例として、公表決算書に各年度の貸倒損失が計上されていれば、その情報を見積額の根拠として使用することが可能となるでしょう。過去の売上高の情報のみしか入手できない場合、最近の売上高と貸倒債権との比率を算出し、それを過去の期間に遡及適用して還付額を計算することもできると考えられます。

還付申請するには企業に大きな負担がかかりますか？

還付申請手続きに多大な時間を費やす必要はありません。私どもは還付手続きに必要な情報がどこにあるか(コンピューターのシステムの中、年次決算書、過年度税務申告書など)を探し出し、還付申請に必要な調査、計算、サンプリングを行います。別の方法としては、情報を入手する最も効率的な方法として、自社でこれらを行うことも検討に値するでしょう。

過去には事業規模が小さかった場合には、申請を行う価値がありますか？

これは各企業毎に判断すべきものですが、このような還付金に金利が加算されることも考慮に入れるべきでしょう。最も古い年度(1973 年まで遡及できる企業もあります)

に関しては 40 年間にも及ぶ金利が発生していることもあり、総額にすると VAT 金額の 2 倍を超える可能性もあります。

次にすべきことは？

私どもは、貴社が還付申請を行う権利があるかどうかを検討するため、電話あるいはミーティングを無料でアレンジさせていただきます。

VAT およびサンプル

背景

英国では従来特定の物品のサンプルを提供した場合、VAT を計上する義務がありました。最初のサンプルだけは「VAT 非課税」で配布することができましたが、同一の個人にサンプルを提供した場合には、その後のサンプルは VAT の課税対象となっていました。

この規定により企業には費用負担が発生していました。企業がこれらサンプルに係る VAT に対し納税義務を負っていた場合には、サンプルは無償で提供されていたために、企業が VAT を負担しなければなりませんでした。

最近の判例により、この規定が違法であるとの判断が行われました。これにより無償でサンプルを提供し、それに対して VAT を納税した企業からの還付請求を受け付けています。申請が実際の記録に基づいて行われている限りにおいて、還付が行われるものと判断されます。

品物を提供したすべての企業が申請することができますか？

提供した物品すべてがサンプルであるとは限りません。企業がギフトを贈与した場合には、これは VAT の課税対象となります（特にギフトの価値が £50 を超える場合）。サンプルとは、企業が供給しようとしている製品の見本であり、それらの商品を購入する、あるいは購入するよう他者に影響を与える人に配布し、それらの製品の質を検討するに足るだけの量を提供するものです。

サンプルに対して VAT を申告しなかった企業もありますが（つまり過去の規定に従っていない）、この場合には、VAT 課税が計上されていないため、還付を受けることはできません。

還付申請の期間はどのくらいですか？

英国において、VAT 還付の申請は 4 年間行うことができます。従って、サンプルに対し VAT を計上したと思われる企業は、当該期間内に申請を行えるよう早急に調査することが望ましいでしょう。申請が 6 ヶ月遅れた場合、その 6 ヶ月間に該当する期間、申請の権利を失うことになります。

時間的制約に関連した法的争議のため、VAT 還付申請期間の延長が可能となる企業もあります。サンプルを多量に配布した企業は、期間延長による申請が可能かどうかを検討する価値があるでしょうが、本来の還付申請期間は 4 年間となっています。

次にすべきことは？

まず最初に、配布したサンプルの量を調べ、これらのサンプルに対して VAT 申告が最近行われているかどうかをチェックします。もし VAT の申告が行われているのであれば、還付申請を検討すべきでしょう。私どもはさらに詳細に検討するための御相談に応じ、還付申請の手続きをどのように行うかについてアドバイスさせていただきます。

当記事に関する連絡先

杉山 裕一

Tel: 020 7804 0210

yuichi.x.sugiyama@uk.pwc.com

計画的撤退

計画的撤退については本ニュースレターの昨年春号において説明したとおりです。本号では、(i)なぜ、この業務が今後、より増加する可能性があるのか、また(ii)企業が私どものサービスを必要とした時に、どのようなサービスを私どもが提供できるかを説明しています。

計画的撤退とは？

計画的撤退とは、企業の取締役の管理の下で事業の整理と資産の処分を行うプロジェクトですが、正式な清算手続きを通さずに行うものです。これは、製造活動を他の国へ移転した後に、英国事業の閉鎖を検討している海外クライアントのためによく行われます。

なぜ計画的撤退が増えているのか？

経済動向(下記参照)により、多くの多国籍企業が英国及び欧州大陸から、活動拠点を新たな地域に移転させることを検討しているため、計画的撤退がますます頻繁になってきています。この種のプロジェクトは非常に複雑となる傾向があり、綿密な計画と、限られた専門家チームの活用が必要となります。

近年、西欧諸国から発展途上国、特に南アジアおよび東アジアへの製造・組立てなどの活動の大規模な移動がありました。これは主に下記のようないくつかの要因によります。

- 低賃金や低い運営コスト(並びに少ない規制、低税率)
- 発展途上国における消費財需要の増加
- 総利益率、収益率、キャッシュフローの悪化と合俟った「旧経済」における厳しい市場環境。英国では、ユーロと米ドルに対する英国ポンドの下落により、輸入品やサービスのコストが大幅に上昇し、この状況はさらに悪化

その結果、多くの多国籍企業が欧州での活動を閉鎖し、より低コストの地域に移転しました。10年前には、EUの拡大に続き、これらの移動は通常東欧に向かったものですが、現在は次第に中国、インド、その他の発展途上国へ向かっています。

日系企業へのサービスの提供

企業が英国および欧州から撤退し、新たな事業(多くの場合海外)を設立するにあたり、PwCは計画的撤退に関するサービスを多数提供できます。多くの場合、企業は撤退手続きを進めるための資源も経験も不足しているため、信頼できるアドバイザーのサポートが必要となります。この手続きは通常以下の段階を踏んで行われます。

- 達成すべき主な目標を掲げたプロジェクト計画の作成
- 親会社/本社からの計画へのサポートの確保
- 現地マネジメントによる計画の実行
- 親会社の取締役会への進捗状況の定期的な報告

私どもは、初回のコンサルテーションから、計画の各段階のきめ細かい導入までお手伝いすることができます。

私どもの支援を必要とする段階は？

これは、企業の業務の性質、抱えている問題点、そして自社のリソースを使ってどの程度まで撤退を管理できるかによります。以下は、通常私どもが支援できる分野です。

- プロジェクトの策定：類似した業務の経験に基づいた検証と課題
- 取引の停止：顧客、取引先、従業員の取り扱いに関するアドバイス
- 従業員：協議と余剰人員解雇の手続き
- 年金：トラスティとの協議、年金基金の清算
- 法人税・間接税：事業損失の最大限の活用、資産売却の時期に関するアドバイス、税務調査の解決に向けた歳入関税庁との交渉、法人税額の算出
- 個人所得税：退職パッケージの策定、残留スタッフへの奨励策
- フリーホールド、リースホールド不動産の売却
- 債権の回収、在庫品および仕掛品の処分
- 企業が実質的かつ形式的に休眠となった後の正式な清算手続き

連絡先

私どもは企業が業務の一部または全ての整理を行うことを決定した際に、即座にサービスが提供できる体制を整えており、そのために内部の税務及び監査のチーム（さらにその他各分野の専門家）と緊密な連絡を常に取り合っています。弊事務所が貴社の監査人や税務アドバイザーであったとしても、ほとんどの場合、本件サービスを提供することができます。

2010年10月より、賃金・雇用の平等化へ向け、差別に関する諸規定を包括した平等法が施行

連立政権は、昨年4月に女王の裁可が下された平等法が10月から施行されたことを発表しました。これは間違いなく過去最も重要な差別に関する法令のひとつです。これにより現行の多くの規定が撤廃され、差別に関するあらゆる項目が一つの法令に集約されることになりました。平等と多様性に関する法令の調和と強化に加え、雇用者が取り組むべき重要な変更点が導入されています。雇用法に裏付けされた多岐に渡る対応策が求められます。

2010年平等法では9つの主要法令が撤廃され、およそ100の規定が単一の法令にまとめられ、イングランド、ウェールズ、スコットランドにおいて適用されます。撤廃された法令は以下の通りです。

- 1970年同一賃金法
- 1975年性差別禁止法

- 1976 年人種差別関連禁止法
- 1995 年障害者差別禁止法(北アイルランドに関しては除外)
- 2003 年雇用平等法(宗教あるいは信条による差別)
- 2003 年雇用平等法(性的嗜好による差別)
- 2006 年雇用平等法(年齢による差別)
- 2006 年平等法パート 2
- 2007 年平等法(性的嗜好による差別)

男女の賃金格差に関する情報開示

民間部門では、雇用者は公平な賃金請求以外の場面で、はじめて男女間の賃金格差の是正に取り組む義務が生じる可能性があります。この法令により、従業員数 250 名以上のすべての民間雇用者に、従業員の男女賃金格差に関する情報の開示義務が求められる可能性も否めません。

政府は男女賃金格差に関する情報開示制度の具体的導入時期を定めてはいませんが、当面は自主的な情報開示を求める方向で進める意向です。しかし、政府は「平等化へ向けた戦略」(2010 年 12 月発表)の中で、賃金の平等化ならびに賃金格差に関する自主的情報開示制度の実施を再度確約していますが、自主開示制度が期待される結果をもたらさない場合には、次の段階として強制的な報告義務が導入されることになることは明らかです。

公平な賃金の促進に加えて、この法令には一定の状況下では、従業員間での賃金情報交換を回避するための「守秘条項」には法的強制力がないとしています。総合すると、各雇用者は男女の賃金格差を無視することができないことは明らかで、当法令を遵守するため直ちに専門家からアドバイスを受けることが望ましいと考えます。

採用活動および能動的行動

能動的行動に関する新たな条項が 2011 年 4 月 6 日より導入されます。これにより雇用者は新規採用や従業員を昇進させる際に能動的な行動をとることができるようになり、マイノリティーのグループからの応募、あるいは障害克服のための研修等を奨励することができるようになります。この条項は非常に複雑ですが、雇用者は新たな義務を理解し、採用方針およびトレーニング内容を検討する必要があります。

雇用以前の質問書および監視

雇用前の健康状態に関する質問書は厳格に制限され、一定の理由による場合で、かつ雇用のオファーが提出された後のみ有効となります。多様性の監視は認められていますが、新たな条項に違反しないよう、注意深く行う必要があります。雇用者は採用活動が新条項に準拠していることを確認する必要があります。

公的機関

公的機関には特別条項があり、給与に関する追加的な報告義務並びに新たな単独の「平等義務」を遵守しなければなりません。

対応策

平等法が広範囲にわたり、かつ注目すべき法令であることは疑いの余地がなく、雇用者はこれを遵守しなければなりません。雇用法に裏付けされた多岐にわたる対応策が必要です。

当記事に関する連絡先

福田 有紀子
Tel: 020 7804 9207
yukiko.fukuda@uk.pwc.com

詳細な情報

政府平等事務局は 2010 年平等法と共に、2 つの実務規定(雇用および公平な賃金)を発表しました。この実務規定では、平等法の差別および平等賃金条項に関する説明が詳細に行われており、さらに日常業務に関連した問題へのこの法令の概念をどのように当てはめるかについて述べています。

スタッフ紹介



和田 安弘

金融アドバイザー
日本公認会計士
Tel: 020 7213 8858
yasuhiro.x.wada@uk.pwc.com

1993 年クーパースアンドライブランド(当時の中央監査法人)に入所。国内外の製造業、サービス業、金融機関の監査業務に従事するかたわら、国内大手金融機関の内部統制構築・評価、内部監査、リスク管理、IFRS アドバイザーに従事。2011 年 2 月に PwC ロンドン事務所に出向し、日系金融機関を中心としたアドバイザー業務を展開しております。

PwC Global Network for Japanese Practices in Europe

・英国（ロンドン）

1 Embankment Place, London WC2N 6RH
 佐藤 穰治 +44 20 7213 5407
johji.sato@uk.pwc.com
 金 保仁 +44 20 7804 6737
bo.in.kim@uk.pwc.com
 福田 有紀子 +44 20 7804 9207
yukiko.fukuda@uk.pwc.com

・ベルギー（ブリュッセル）

森山 進(中東欧兼任) +32 2 710 7432
steve.moriyama@pwc.be
 佐伯 康之 +32 2 710 7430
yasuyuki.saeki@pwc.be
 横山 嘉伸 +32 2 710 7430
yoshinobu.yokoyama@be.pwc.com

・フランス（パリ）

横田 文志 +33 1 5657 8362
fumishi.yokota@fr.landwellglobal.com

・ドイツ（デュッセルドルフ）

宗雪 賢二 +49 211 981 2267
kenji.muneyuki@de.pwc.com
 池田 良一(ミュンヘン兼任) +49 211 981 7375
ryoichi.ikeda@de.pwc.com
 岡崎 邦昭 +49 211 981 7495
okazaki.kuniaki@de.pwc.com

・ハンガリー（ブダペスト）

佐伯康之(ブリュッセル兼任) +32 2 710 7430
yasuyuki.saeki@be.pwc.com

・ルクセンブルグ

久保直毅 +352 49 48 48 2165
naoki.kubo@lu.pwc.com

・オランダ（アムステルダム）

八木 正憲 +31 20 568 4156
masanori.x.yagi@nl.pwc.com
 白土 晴久 +31 88 792 7313
h.shirato@nl.@nl.pwc.com

・ノルウェー（オスロ）

Thorbjørn Grindhaug +47 95 26 05 10
thorbjorn.grindhaug@no.pwc.com

・ポーランド（ワルシャワ）

森山 進(ブリュッセル兼任) +48 22 523 4971
steve.moriyama@pwc.be

・スウェーデン（ストックホルム）

Gunnar Andersson +46 8 55533860
gunnar.andersson@se.pwc.com

・スイス（チューリッヒ）

中村 玲未 +41 58 792 42 27
remi.nakamura@ch.pwc.com

・トルコ（イスタンブール）

Bilgutay Yasar +90 212 326 6094
Bilgutay.Yasar@tr.pwc.com

・日本

あらた監査法人

堀江 正樹 +81 80 6515 3839
masaki.horie@jp.pwc.com
www.pwcaarata.or.jp

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

鈴木 洋之 +81 3 5251 2411
hiroyuki.suzuki@jp.pwc.com
www.pwc.com/jp/tax

プライスウォーターハウスクーパース株式会社

内田 士郎 +81 3 3546 8480
shiro.s.uchida@jp.pwc.com
www.pricewaterhousecoopers.co.jp/index.html

PwC は上記のようにヨーロッパ各地にジャパニーズ・ビジネス・ネットワークを有し、日系企業の皆様のお役に立つべく種々のサービスを提供しております。各々の担当者は日系企業の皆様のニーズをよく理解した専門家ですので、各国現地担当者またはロンドンの日系企業担当者のどちらにご連絡いただいても、同様のキメの細かいサービスを提供させていただきます。

www.pwc.com
www.pwc.com/jp

発行人

PwC グローバルネットワーク
ジャパニーズ・プラクティス、ロンドン、UK

編集人

佐藤 穰治	金 保仁
杉山 裕一	中村 道子

本冊子は概略的な内容を説明したものに過ぎません。また、これらは信頼できる情報源から入手しておりますが、法令、規則、規制は随時変更される可能性があるため、これらがそのままの形で個々のケースに適用可能であるとは限りません。従って意思決定を行う、あるいは何らかの行動を起こされる場合には事前に弊事務所の各分野の専門家にご相談下さい。

© 2011 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" and "PwC" refer to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL). Each member firm is a separate legal entity and does not act as agent of PwCIL or any other member firm. PwCIL does not provide any services to clients. PwCIL is not responsible or liable for the acts or omissions of any of its member firms nor can it control the exercise of their professional judgment or bind them in any way. No member firm is responsible or liable for the acts or omissions of any other member firm nor can it control the exercise of another member firm's professional judgment or bind another member firm or PwCIL in any way.